

平成25年度 東習志野・実籾地域公共交通実証運行に係る 事業協定書(案)

習志野市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、平成25年度に実施する東習志野・実籾地域公共交通実証運行事業（以下「事業」という。）について、次のとおり事業協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の日常的な生活の交通手段を確保するために実施する東習志野・実籾地域公共交通実証運行（以下「実証運行」という。）を行うため、甲と乙で委託金額その他必要な事項を定め、事業を実施するために締結するものである。

（事業協定書の締結）

第2条 甲、乙は、東習志野・実籾地域公共交通実証運行に係る基本協定書（平成25年〇月〇日締結。以下「基本協定書」という。）第3条の規定に基づき、協定を締結するものとし、乙は信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（期間）

第3条 事業の期間は、基本協定書を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、実証運行の期間は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第21条の規定による申請において運行を開始する日以後の、甲、乙協議の上定める運行開始の日から平成26年3月31日までとする。

（委託金額の決定）

第4条 事業に係る委託金額は、金〇〇〇〇〇円とする。

（委託金額の支払条件）

第5条 協定の締結後に、乙は甲に対して委託金額の10分の3以内で前払い金を請求することができる。

2 事業完了後に、乙は甲に対して前払い金を差し引いた委託金額を請求することができる。

（運賃収入）

第6条 事業における運賃収入については、乙の収入としてこれを収受させる。

（状況報告）

第7条 乙は、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 運行状況（天気、遅延、乗車定員を超える利用、トラブル等の報告を含む。）

- (2) 各便の各停留所において乗車する人数
 - (3) 業務の完了
 - (4) その他甲乙協議の上、報告が必要と認められた事項
- 2 前項の第1号及び第2号については、毎日報告するものとし、月毎にその状況を集約、集計し、遅滞なく報告しなければならない。

(計画の変更)

第8条 甲は、乙との協議の上、実証運行の計画を変更することができる。

- 2 甲の申し出により実証運行の計画を変更する場合において、実証運行の計画の変更に係る委託金額に変更が生じる場合は、甲、乙協議の上その額について決定するものとする。

(協定に定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年 月 日

甲 千葉県習志野市鷺沼一丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 ○○○
○○○